豊橋市大清水まなび交流館条例施行規則をここに公布する。

平成27年1月29日

豊橋市教育委員会

豊橋市教育委員会規則第4号

豊橋市大清水まなび交流館条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、豊橋市大清水まなび交流館条例(平成26年豊橋市条例第50号。 以下「条例」という。)第14条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定 めるものとする。

(開館時間)

第2条 豊橋市大清水まなび交流館(以下「まなび交流館」という。)の開館時間は、 午前9時から午後9時までとする。ただし、教育委員会が必要と認めたときは、これを変更することができる。

(休館日)

第3条 まなび交流館の休館日は次のとおりとする。ただし、教育委員会が必要と認めたときは、これを変更し、又は臨時に休館することができる。

名称	休館日
まなび交流館(豊橋市	
大清水図書館(以下	(1) 月曜日
「図書館」という。)	(2) 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで
に係る部分を除く。)	
	(1) 月曜日
	(2) 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで
図書館	(3) 館内整理日(毎月第4金曜日。その日が国民の祝日に関する法律(昭
	和23年法律第178号)に規定する休日に当たるときは、その前日)
	(4) 特別整理期間

(使用の承認申請手続)

第4条 条例第6条第1項の規定により、まなび交流館の使用承認を受けようとする

者は、使用しようとする日の属する月前1月から使用期日前5日までに、使用承認申請書(様式第1号)を教育委員会に提出しなければならない。ただし、教育委員会が必要と認めたときは、この限りでない。

2 前項の使用承認申請書は、使用が引き続き7日を超えるものは、これを受理しない。ただし、教育委員会が必要と認めたときは、この限りでない。

(使用承認書の交付等)

- 第5条 教育委員会は、前条第1項の規定による申請を承認したときは、使用承認書 (様式第2号)を申請者に交付する。
- 2 使用の承認を受けた者(以下「使用者」という。)は、まなび交流館を使用する ときは、使用承認書を係員に提示して、その指示を受けなければならない。

(使用料の減免申請手続)

第6条 条例第6条第2項の規定により、使用料の減免を受けようとする者は、使用 料減免申請書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

(使用の取消し手続)

第7条 使用者は、使用の取消しを受けようとするときは、使用承認取消願(様式第4号)に使用承認書を添えて教育委員会に提出しなければならない。

(秩序の保持等)

- 第8条 使用者は、係員がまなび交流館内外の秩序を保つため必要があると認めたと きは、整理人を置かなければならない。
- 2 使用者は、係員の入場を拒むことができない。

(使用後の点検)

第9条 使用者は、条例第12条の規定により原状に回復したときは、係員の点検を受けなければならない。

(貸出券の交付手続)

- 第10条 図書館資料の貸出しを受けようとする者は、あらかじめ貸出券交付申請書 (様式第5号)を教育委員会に提出し、貸出券(様式第6号)の交付を受けなけれ ばならない。
- 2 貸出券交付申請書の記載事項に変更のあったときは、速やかに変更届(様式第7号)を教育委員会に提出しなければならない。

(貸出券の使用)

第11条 貸出券の交付を受けた者は、図書館資料の貸出しを受けるときは、貸出券を 係員に提示しなければならない。 2 貸出券は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。

(貸出券の紛失及び再交付)

- 第12条 貸出券を紛失したときは、速やかに紛失届(様式第8号)を教育委員会に提出しなければならない。
- 2 貸出券の再交付の手続については、第10条の規定を準用する。

(貸出制限)

- 第13条 次に掲げる図書館資料は、貸出しすることができない。ただし、教育委員会が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。
 - (1) 禁帯出資料
 - (2) 視聴覚資料 (コンパクトディスクを除く。)
 - (3) その他教育委員会が指定するもの

(貸出数及び貸出期間)

- 第14条 同時に貸出しのできる図書資料の数量は10冊(コンパクトディスクにあっては、2点)以内とし、その貸出期間は、貸出しの日及び返却の日を含めて15日以内とする。この場合において、返却すべき日が休館日に当たるときは、その翌日とする。
- 2 教育委員会が必要と認めた場合は、前項に規定する貸出数及び貸出期間を変更することができる。

(特別貸出し)

- 第15条 前2条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当し、教育委員会が必要と認めた場合は、特別貸出しをすることができる。
 - (1) 資料の展示等を行うとき。
 - (2) 調査又は研究を行うとき。
 - (3) 新刊図書等の出版を行うとき。
 - (4) 市又は教育委員会の主催又は共催の事業を行うとき。
 - (5) その他教育委員会が必要と認める事業を行うとき。
- 2 特別貸出しに関する事項については、別に定める。

(貸出しの停止)

第16条 図書館資料の貸出しを受け、所定の日までに返却しないときは、一定期間貸出しを停止することができる。

(資料の複写)

第17条 図書館資料の複写をしようとする者は、複写申込書(様式第9号)を教育委

員会に提出しなければならない。

- 2 教育委員会は、前項の図書館資料の複写を不適当と認めるときは、申込みに応じないものとする。
- 3 図書館資料の複写について、著作権法(昭和45年法律第48号)の規定による責任 は、当該複写の申込みをした者が負わなければならない。

(他の図書館との相互協力)

第18条 図書館は、他の図書館と協定を結び、相互協力することができる。

(遵守事項)

- 第19条 入館者は、次に掲げる事項を守らなければならない。
 - (1) 入場人員は、まなび交流館の各室に収容し得る人員を基準とすること。
 - (2) 建物又は敷地内において喫煙しないこと。
 - (3) 所定の場所以外において飲食し、又は火気を使用しないこと。
 - (4) 教育委員会の許可を受けないで建物又は敷地内で物品を販売し、又は陳列しないこと。
 - (5) 他人の迷惑となるような行為をしないこと。
 - (6) その他管理上必要な係員の指示に反する行為をしないこと。

(委任)

第20条 この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が定める。

附則

この規則は、平成27年4月4日から施行する。

豊村	喬市大清水まなび交流館使用承認申請書		
		年	月
豊橋市教育委員会	様		
			往

氏 名

日

電話 局 番

(法人の場合は、名称及び代表者氏名)

次のとおり、まなび交流館を使用したいので申請します。

使	用	目	的						
使	用	室	名						
使	用	日	時	在	Ē Ē	月 月	日日	午 午	時から 時まで
利	用	人	員			人	利用者	責任	
行	事の	り内	容						
備			考						

	豊橋市大清水まなび交流館使用承認書									
			4	承認第 号 年 月 日						
			1	豊橋市教育委員会 印						
		年	月	日申請のまなび交流館使用は、次のとおり承認します。						
使	用	日	時	年 月 日 午 時から 年 月 日 午 時まで						
使	用	室	名							
利	用	人	員							
使	用	料	等							
使	用	条	件	 承認を受けた目的以外に使用し、又は使用の権利を譲渡し、若しくは転貸しないこと。 使用許可のない物件を使用しないこと。 火災及び盗難に留意すること。 使用後は、直ちに清掃し、整とんしたのち、係員に届け出ること。 前各号のほか、使用又は入退館その他管理上について係員の指示に従うこと。 						

				豊橋市	方大清水	まなび	交流館	使用	料減免	色申請書	ŧ			
Ħ	1 1 1√. −	FE		4	坐						年	J	1	日
Ē	豊橋 「	下女		1	羡								住申託	所 青者 名
							(法	人の場	場合は	、名称	及び位	代表有	皆氏名	롤)
Ľ	大の!	事由(のた	め、使り	用料を ^演	越額して 記除	こくだる	さい。						
うる		受け る事 の額												
使	用	日	時		•	月 月		<u></u>	午 午					
使	用	室	名											
利	用	人	員											
備			考											

	豊橋	市大清水	まなびろ	 定流倒	官使用承認耳	取消願	年	月	日
豊橋市教育委員	会	様					,		主 所書 名
次の事由のため	使用	承認を取	り消して		人の場合は、	、名称及	なび代		
取消しを受けよ うとする事由									
使 用 日 時		年年	月 月	F	日 午 日 午				
使 用 室 名									
使用承認年月日		年	月	日	承認番号	第			号
備考									

貸 出 券 交 付 申 請 書

	※太線のワ	※太線のワク内のみ書いてください。					
貸出券交付申請書			年 月	日			
利 用 者 フリガナ		性	1	2			
氏 名		別	男	女			
生年月日 年 月	職業又学校学生						
郵便番号	電話番	号					
住所コード住所 所			// // // // // // // // // // // // //	校区名			
校区コード保護者名							
貸出券を交付してください。							
豊橋市教育委員会 様							

貸	出	券
	表	

〇 貸	出	券	
			登録番号
]
氏	名		

裏

- この券は、長く使いますので大切にしてください。
- ・ 住所・氏名・電話番号などが変わったとき、又はこの券をなくしたときは、すぐ知らせてください。
- この券を他の人に貸さないでください。

備考 大きさは、縦55ミリメートル・横90ミリメートルとする。

様式第7号(第10条関係)

			変		更	届			
							年	月	日
豊	是橋市教 [·]	育委員:	会	様					
								住	所
								氏	名
B	てのとお	り変更	がありました	そので届り	けます。				
	区	分		新			旧		
	住	所							
	フリカ	・ナ							
	氏	名					 		!

様式第8号(第12条関係)

	紛	失	届			
				年	月	日
豊橋市教育委員会	桪	Š				
					住	所
					氏	名
					電	話
貸出券を紛失しま	したので届け	けます。				
(1)						
紛 失 理 由						
及 び び 紛失年月日						

複 写 申 込 書

年 月 日

豊橋市教育委員会 様

住 所 氏 名

著作権に関する責任は私が負いますから、次の資料の複写をお願いします。

複	写目的							
資	彩	十 名	ページ	新聞に年月	目・ページ	・見出	1し)	※ 資料区分
備						受		
			※ 複	写	枚	受渡月日		
考						目目		

備考 ※印欄は、記入しないでください。